

山口市ふるさと暮らし奨励金交付要綱

令和3年3月29日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世代同居・近居を推奨し、地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、市内で住宅の新築又は増築をした者に対し、予算の範囲内において、ふるさと暮らし奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代 直系の血縁関係にある世帯で、三世代以上のものをいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する部分を有する建物をいう。
- (3) 同居 同一住宅内に多世代が居住することをいう。
- (4) 近居 市内に多世代が居住し、それぞれの住宅が直線距離2キロメートル以内にあることをいう。
- (5) 新築 新たに居住用床面積50平方メートル以上の住宅を100万円以上の費用で建築することをいう。この場合において、既存の建物の一部又は全部を解体し、新たに住宅を建築することを含むものとする。
- (6) 増築 現に居住している建物の既存の居住部分が無い場所に、新たに居住部分を100万円以上の費用で建築し、住宅の居住用床面積を50平方メートル以上増加させることをいう。
- (7) 住民登録 新築又は増築した住宅の所在地に住民基本台帳の登録を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 同居又は近居をするために、住宅の新築又は増築をした者であること。
- (2) 同居又は近居する世帯員がいずれも、継続して3年以上居住する意思があること。

- (3) 同居又は近居する世帯がいずれも、自治会に加入する意思があること。
- (4) 山縣市税を滞納していないこと。
- (5) 同居又は近居する世帯員がいずれも、山縣市暴力団排除条例（平成24年山縣市条例第4号）の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（交付対象事業）

第4条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市内で同居又は近居をするために行った新築工事又は増築工事とする。

（奨励金の額等）

第5条 奨励金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要した費用のうち、住宅本体及びその附帯設備の工事費とする。

2 奨励金の額は、前項に定める交付対象経費に10分の1を乗じた額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、20万円を限度とする。

3 国又は他の地方公共団体から同種の補助金、補償金等の交付又は支給を受けている場合（受ける見込みを含む。）は、その合計額を、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の支給を受けている場合（受ける見込みを含む。）は、その支給額を交付対象経費から減額するものとする。

4 山縣市住宅等取得祝金事業実施要綱（平成29年山縣市告示第20号）の適用を受けた者は、既に支給された額に相当する額を当該奨励金の額から減額して交付するものとする。

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山縣市ふるさと暮らし奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 同居又は近居が確認できる世帯全員の住民票の写し、直系の血縁関係が確認できる戸籍謄本等
- (2) 工事請負契約書等の写し
- (3) 交付対象事業に係る工事の内訳及び居住用床面積が確認できる書類の写し

- (4) 増築の場合にあっては、その該当部分が確認できる設計図面等の工事の内訳が確認できるものの写し
 - (5) 住宅の全景写真（2方向から撮影したもの各1枚）
 - (6) 増築の場合にあっては、その該当部分の施行前と施行後が確認できる写真
 - (7) 交付対象事業に係る工事完了引渡証明書等の写し又は完工日確認書（様式第2号）
 - (8) 山縣市税納税証明書（ふるさと暮らし奨励金事業用）（様式第3号）又は非課税証明書
 - (9) 交付対象経費に係る領収書等の写し又は領収金額証明書（様式第4号）
 - (10) 国又は他の地方公共団体から同種の補助金、補償金等の交付又は支給を受けている場合（受ける見込みを含む。）は、その額が記載された決定通知書等の写し
 - (11) 定住に関する誓約書（様式第5号）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、交付対象事業の完工日から1年以内かつ住民登録をした後に行うものとする。
- 3 交付申請は、1回に限るものとする。
（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、山縣市ふるさと暮らし奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第6号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、申請者に対し条件を付することができる。

（交付方法）

第8条 奨励金の交付は、山県まちづくり振興券交付事業実施要綱（平成24年山縣市告示第24号）第4条第1項の規定による振興券の相当額をもって充てるものとする。

（返還）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部若しくは一部を金員又は山県まちづくり振興券で返

還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(交付原簿)

第10条 市長は、山縣市ふるさと暮らし奨励金交付台帳（様式第7号）を備え、申請者及びその交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、改正前のふるさと暮らし奨励金交付要綱第5条の規定に基づきされた申請により取得に係る支給決定を受けた者が、同日後にされた改修に係る申請については、なお、従前の例による。